地区計画の区域内における行為の届出書

　　年　　月　　日

武 豊 町 長 殿

届 出 者　　住 所

氏 名

連 絡 先　　住 所

氏 名

℡　（　　　　）　　　－

都市計画法第５８条の２第１項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更

建築物の建築又は工作物の建設

建築物等の用途の変更

建築物等の形態又は意匠の変更

木材の伐採

について、下記により届け出ます。

記

１　 行為の場所

２　 行為の着手予定日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

３　 行為の完了予定日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

４　 設計又は施工方法

|  |  |
| --- | --- |
| ⑴土地の区画形質の変更 | 区域の面積　　　　㎡ |
| ⑵建築物の建築又は工作物の建設 | ㋑　行為の種別（ 建築物の建築・工作物の建設 ）（ 新築・改築・増築・移転 ） |
| ㋺設計の概要 |  | 届出部分 | 届出以外の部分 | 合計 |
| (ⅰ)敷地面積 |  |  | ㎡ |
| (ⅱ)建築又は建設面積 | ㎡ | ㎡ | ㎡ |
| (ⅲ)延べ面積 | ㎡内、住宅の面積㎡ | ㎡内、住宅の面積㎡ | ㎡内、住宅の面積㎡ |
| (ⅳ)地盤面からの高さｍ | (ⅵ)用途 |
| (ⅴ)緑化施設の面積㎡ | (ⅶ)垣又はさくの構造 |
| ⑶　建築物等の用途の変更 | ㋑変更部分の延べ面積㎡ | ㋺変更前の用途 | ㋩変更後の用途 |
| ⑷　建築物等の形態又は意匠の変更 | 変更の内容　　　　　 |
| ⑸　木地区の伐採 | 伐採面積　　　　　　　　　　　　　　㎡ |

備考

１ 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２ 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。

３ 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。

４ 都市計画法第12 条の9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については次によること。

(1) 当該建築物の建築については、(2)㋺(ⅲ)延べ面積欄の下段に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。

(2) 当該建築物の用途の変更については、(2)㋺(ⅰ)敷地面積の合計欄及び(2)㋺(ⅲ)延べ面積の合計欄（同欄下段は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。

５ 同一の土地の区域について二以上の種類を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

６ 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第9 条に定める方法により算定すること。

届出に必要な書類

①届出書

②届出書について代理人をおいている場合は、委任状

③当該行為を行う土地の区域と周辺の公共施設の位置図（縮尺1/1,000以上）

④設計図（縮尺1/100以上）

⑤敷地内における建築物又は工作物の位置図（縮尺1/100以上）

⑥二面以上の立面図及び各階平面図（建築物である場合に限る。）（縮尺1/50以上）

⑦敷地が他人の所有である場合は、土地使用承諾書

⑧その他必要な書類

※事前協議を行った方は以下の４点の提出を求める可能性があります。

⑨道路に関する工事の設計および実施計画承認申請書の写し

⑩区画道路用地に関する登記簿

⑪区画道路用地に関する公図

⑫区画道路用地に関する地積測量図